

2015年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで [問1] [問2] に答えなさい。

Xは、来たるべき衆議院議員総選挙に立候補しようと思っている。ところが、同選挙公示日の直前になって、日頃よりゴシップ記事等を売り物にしている週刊誌Aが、Xについて、明らかにその名誉を侵害する記事を載せた号を発行しようとしていることを知った。その記事は、Xの子ども時代から、Xの交友関係や家族にも触れつつ、Xの名誉を傷つける内容を多く含み、また、多くの事実無根の事柄を含んでおり、それを下品な言葉であげつらい、Xの人格を著しく傷つけるたぐいのものであった。

このようなことから、Xは、週刊誌Aの当該号の印刷、製本、発売等を差止める仮処分を裁判所に申し立てた。

[問1]

裁判所がこのような申し立てを認めて当該週刊誌の出版を差止めることは、憲法が禁止する検閲にあたらぬか。説明しなさい。

[問2]

Xの申し立てに対して裁判所はどのように判断すべきか。あなたの見解を述べなさい。(なお、問1の検閲の問題については触れなくてよい。)

2015年度B日程入試 憲法

【出題の趣旨】

名誉毀損的表現がなされようとするとき、裁判所はそれを事前に差止めることはできるか、もしできるとすればそのためにはどのような要件が必要かを問う基本問題である。

設問では、まず憲法21条2項が禁止する検閲との関連を問う。

次いで、裁判所はそれを事前に差止めるにはどのような判断の枠組みと要件が必要かを問うている。

裁判所による表現の事前に差止めが検閲に該当するとする場合にはその例外が、また、最高裁判例（最大判1986(S61).6.11「北方ジャーナル」事件）のように該当しないとする場合には21条2項と1項との関係を明らかにして、それぞれその要件等を論じることが求められている。

【採点講評】

・上記の最高裁「北方ジャーナル」事件判決（最大判1986(S61).6.11）（百選72）の明快な論理の枠組みを問うだけの問題であったが、この基本判例の理解が不十分な解答が目立った。憲法の基本判例についての勉強の不足が原因であろう。

・受験生には、学部段階で憲法の基本について最低限の勉強を行ってから受験することが望まれる。